

(7) 介護老人福祉施設（特別養護老人ホーム）の「特例入所」について

(対象サービス) 介護老人福祉施設（地域密着型含む）、居宅介護支援事業所

「特例入所」について

介護保険法(平成9年法律第123号)第8条第21項の改正と、それに伴う介護保険法施行規則(平成11年厚生省令第36号)の改正により、平成27年4月1日以降、介護老人福祉施設等への入所者が原則要介護3以上の者に限定される取扱いに変更されました。

同時に、「指定介護老人福祉施設等の入所に関する指針について(老高発1212第1号)」において、要介護1及び2の者であっても、居宅において日常生活を営むことが困難なことについてやむを得ない事由がある場合には、特例的な施設への入所(以下「特例入所」という。)を認めることができる取扱いとなりました。

「特例入所」の該当者

「特例入所」の対象者は、「要介護度1又は2の者のうち、その心身の状況、その置かれている環境その他の事情に照らして、居宅において日常生活を営むことが困難なことについてやむを得ない事由があると認められた者」となります。

具体的な事由は下記のとおりです。

- 認知症であり、日常生活に支障を来すような症状・行動や意思疎通の困難さ等が頻繁に見られる。
- 知的障害、精神障害等であり、日常生活に支障を来すような症状・行動や意思疎通の困難さ等が頻繁に見られる。
- 家族等による深刻な虐待が疑われること等により、心身の安全・安心の確保が困難である。
- 単身世帯である、同居家族が高齢又は病弱である等により家族等による支援が期待できず、かつ、地域での介護サービスや生活支援の供給が不十分である。

「指定介護老人福祉施設等における入所の取扱いに関する指針」の掲載先

指針等は、宮崎県のホームページで公開していますので、確認してください。

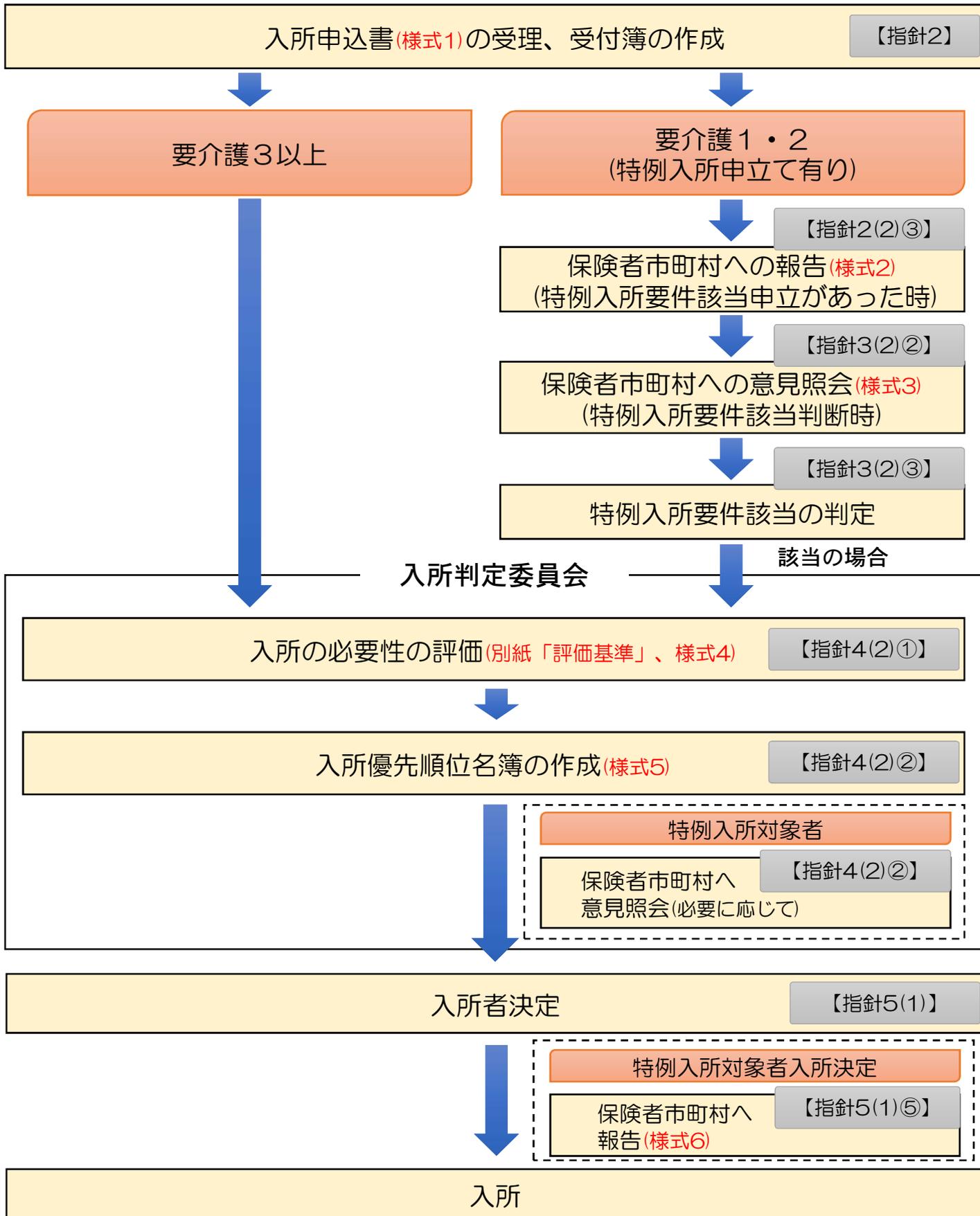
指定介護老人福祉施設等における入所の取扱いに関する指針の概要やフローは別紙のとおりです。

<https://www.pref.miyazaki.lg.jp/choju/kurashi/koresha/20150407090139.html>

(7)特別養護老人ホーム入所手続きの流れ

「指定介護老人福祉施設等における入所の取扱いに関する指針」(宮崎県内施設対象)の概要

指針該当箇所



要介護3以上の者※が要介護1 又は要介護2となった場合の取扱い

「指定介護老人福祉施設等における入所の取扱いに関する指針」(宮崎県内施設対象)の概要

指針該当箇所

※平成27年4月1日以降に入所した者

要介護3以上から要介護1又は要介護2に改善



保険者市町村への意見照会(様式7)

【指針6(2)】



特例入所要件該当の判定

【指針6(2)③】

該当の場合

非該当の場合

継続入所

退所

【指針6(2)④】

保険者市町村へ報告(様式6)

特別養護老人ホーム入所評価基準

「指定介護老人福祉施設等における入所の取扱いに関する指針」(宮崎県内施設対象)の概要

1 要介護度

要介護 5	30点
要介護 4	25点
要介護 3	20点
要介護 2	15点
要介護 1	10点

2 心身の状況

認知症又は、知的障害・精神障害等を伴い、日常生活に支障を来すような症状・行動(BPSD)や意思疎通の困難さ等が頻繁に見られる。	20点
---	-----

3 介護者の状況

身寄りがない若しくは家族等がいても疎遠であるなど介護する者がいない	40点
介護する者はいるが、要支援状態、高齢等の状況にあり、十分な介護が困難	20点

4 在宅生活の可能性

在宅サービスを利用しても在宅生活の継続が困難である(例:十分なケアが受けられない(夜間の介護等)、近くに在宅サービス機関がなくその利用が困難)	10点
---	-----

5 家屋等の状況

在宅サービスの利用に必要な住環境に支障がある(例:住居が狭い、住宅の改修ができない、立地・地形上の理由から在宅サービスの利用が困難)	10点
--	-----

6 特記事項

特に施設入所を考慮すべき状況が認められる場合は、入所判定委員会の判断により、その状況に応じて点数を加算することができる。 (例) ・入所している施設等から退所を迫られている場合 ・経済的理由により特別養護老人ホームの利用以外を検討できない場合 ・在宅での医療処置が必要な場合 ・介護者の介護の負担割合が大きい場合(介護による睡眠不足、精神疾患等) ※合計で30点を限度とする。ただし、1の事情あたりの点数は概ね10点以内とする。	合計で30点を限度
--	-----------